

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅は、
一定要件のバリアフリー改修工事が行われた翌年度の
固定資産税を1年間に限り1/3減額いたします。
(100㎡分までを限度)

新築された日から10年以上を経過した家屋で、次のいずれかの人が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)について、次の一定要件に該当する改修工事が行なわれた場合減額されます。

■一定要件

- ・改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下(併用住宅の場合、居住部分が1/2以上)
- ・次の改修工事で、国又は地方公共団体から交付される補助金等を除く自己負担が50万円超
 - ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良
 - ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化
- ・居住している方
 - ①65歳以上の方 ②要介護認定又は要支援認定を受けている方 ③障がいのある方

■減額される範囲と税額

バリアフリー改修工事された家屋の床面積100㎡までの固定資産税を1/3減額します。

■減額される期間

バリアフリー改修工事の実施時期	減額期間
令和13年3月31日まで	改修した年の翌年度1年間

■申請書類

申告書は、バリアフリー改修工事完了後3か月以内に市役所へ次の書類を添付して申告してください。

添付書類

- ◇改修工事の領収書の写し
- ◇改修工事箇所の図面及び写真(改修前と後がわかるもの)
- ◇改修工事明細書の写し(工事内容がわかるもの)
- ◇居住者の要件を確認できる書類(介護保険の被保険者証の写し、身体障害者手帳の写し等)
- ◇補助金等交付決定書(明細書)の写し※補助金を受けている場合のみ

【注】バリアフリー改修と省エネ改修を同時に行った場合は、それぞれ減額します。

新築住宅や耐震改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。

また、この減額措置の適用は1戸あたり1回限りです。